

「江東区中小企業融資」創業支援資金（創業後1年以降5年未満） 連絡票（兼提出書類チェックシート）

No.

- 法人名（屋号）
- 代表者（個人）氏名
- 代表者（個人）住所 TEL :
- 事業所住所（法人：本店所在地） TEL :
- 業種
- 創業日

【融資申込の注意事項】

- 区の紹介書が発行されても、必ずしも融資が実行されるとは限りません。金融機関や東京信用保証協会の金融審査の結果により、融資が減額又は否決される場合があります。
- 融資実行後、事業所または本店が区外へ転出した場合は転出日をもって利子の補助を停止します。

☒	No	法人	個人	必要書類
	1	☐	☐	江東区中小企業融資申込書
	2	☐	☐	最新の法人税または所得税確定申告書及び決算書の写し
	3	☐	☐	法人税の納税証明書(その1)の写し(税務署で発行)
		☐	☐	所得税の納税証明書(その1)の写し(税務署で発行)
	4	☐	☐	法人都民税の納税証明書の写し（都税事務所で発行）
		☐	☐	特別区民税・都民税の納税証明書の写し（区役所または出張所で発行） 【住所が江東区外、主たる事業所が江東区の場合】下記①、②の2点が必要です。 ① 住民登録地の住民税の納税証明書または、非課税証明書 ② 江東区の事業所課税(均等割)の納税証明書または非課税証明書
	5	☐	☐	商業登記簿謄本(履歴[現在]事項全部証明書)の写し(法務局で発行)
	6	☐	☐	創業支援資金ヒアリングシート ※すべての項目が記入済みであること。未記入の場合は経営相談が受けられません。
	7	☐	☐	創業時に事業を営んでいない個人であることが確認できる資料 ※詳細は創業支援資金ヒアリングシートの裏面を参照
	8	☐	☐	直近の売上が分かる資料(決算書、損益計算書等)

☒	No	法人	個人	資金使途が設備の場合
	9	☐	☐	見積書(借受者の会社名、氏名が明記されているもの) ※有効期限内のもの。 ※見積業者の記名押印のあるものまたは仮契約書などの書類が必要。 ※パンフレット・商品カタログ・商品ページのスクリーンショット等の資料は見積書として認められません。 ※申込金額は、見積書合計金額の範囲内（代金支払済のものは融資対象外）

☒	No	法人	個人	郵送申込の場合及び紹介書を郵送で返送希望の場合
	10	☐	☐	返信用レターパック(返信先の郵便番号及び住所等を事前に記載)

【お問合せ】

江東区役所経済課融資相談係(本庁舎4階28番窓口) TEL:03-3647-2331 FAX:03-3647-8442

区処理欄

一次審査

二次審査・終了連絡※

紹介書交付

あっせん番号	日付	OK・NG	日付	OK・NG	☐ 金融機関 ☐ 代表者 ☐ その他 ☐ 留守TEL	日付	受領
	担当		担当				

【備考】

※その他、留守TELの場合は備考に状況を記載